ホッとさぽーとだより

神奈川県立伊勢原支援学校
連携支援グループ　地域支援・相談班
令和5年11月発行　No.4

障害福祉サービスには どのようなサービスがあるの？

就労支援等のサービスは除く

障害福祉サービスとは、障害のある方の支援などについて定めた法律で、「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づいて提供されるサービスのことを指します。学齢期の方が使える主なサービスをご紹介します。

- 詳細は自治体ごとに異なるので、障害福祉課等にご確認ください。
- ご連絡いただければ、学校でも相談にのります。

放課後等デイサービス

放課後又は休みの日に、生活するために必要なスキルを学んだり、自立を進めたりするサービスです。居場所を作ることにもつながります。それぞれ特色や違いがありますので、ご利用前に見学することをおすすめします。

短期入所（ショートステイ）

家族の病気や、結婚式、お葬式など、家族が休みたいときに施設へ短期の入所をするサービスです。一時的に入所サービスを受けることができます。

裏面もご確認ください。

日中一時支援

放課後や学校が休みの日中などに活動する場所を提供することで、家族が一時的にお休みをするために利用ができるサービスです。

（放課後等デイサービスと日中一時支援の両方で使える事業所もあります）

移動支援

生活に必要な外出や趣味などのための移動を支援します。利用できる時間は自治体ごとに違います。また、通学には基本的に使えません。

サービス利用支援

サービス利用に向けて、種類などを書いた「サービス等利用計画案」を保護者と相談して作ります。支給決定後には、サービス事業者等と話し合い、「サービス等利用計画」を作成します。

ご本人やご家庭の状況に合わせたサービスの利用をお勧めします

ヘルプマークをご存じですか？

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。神奈川県でも平成29年3月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいます。全国的にもマークの普及が進み紙製、木製など様々なタイプのマークが使用されています。

＊次回は１月発行予定です。